



## 社会保険労務士法人アコール

〒503-0018 大垣市西之川町1-88-2

Tel (0584)77-1318

fax (0584)77-1319

HP <http://www.t-roumushi.jp>

発刊元 西濃人財教育経営センター



## 一業務案内一

労働保険・社会保険の手続き、事務・代行、  
給与計算、就業規則作成、助成金制度紹介  
賃金制度、退職金、労使紛争問題、年金相談  
採用試験、社員教育、メンタルヘルス問題

発行責任者 社会保険労務士 北島 隆

### 副業推進？ 法整備は？

政府は成長戦略の柱として副業や兼業をしやすい環境作りを掲げています。働き方の多様化や人材の有効活用などで副業を希望する人は2017年には424万人と1997年に比べ約100万人増えています。これまで多くの企業は副業を認めないことを前提に就業規則を作成しています。ただこれを解禁しても実務では多くの問題が残ります。長時間労働や健康管理など就労状況把握が難しく、また労災法を含めた労働法の法整備が十分でない点があります。

政府は今後、次のような労働ルールを着手に取り組むとしています。

- 経済団体と連携して、モデルとなる就業規則などを普及させる。
- 労災保険の給付について複数就業先の賃金分を合算して計算する。
- 副業している人の総労働時間を把握できる仕組みを検討する。
- 副業希望者と地方の中小企業などをマッチさせる。
- 積極的に推進している企業のリストを策定・公表する。

短時間で勤務する女性、高齢者や非正規社員を希望する人も多く、企業も禁止でなく柔軟に対応する時代が来ているようです。

### 熱中症対策早めの準備へ

今年は既に30度を超す日が連続して続きました。早くも熱中症に注意が必要な時期がきました。昨年死傷者数は1,178人、死亡者は28人に昇っており、一昨年の2倍に増加していました。厚労省は、熱中症予防対策として「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を5月から9月まで行い、事業場へ早期対策を講ずるよう求めています。特にこれから梅雨の時期に入り、気をつけたいのは身体が熱に順化していないことへのリスクです。雨天の日もあり「まだまだ大丈夫」と警戒心も緩んで心身ともに備えができていないところに、被災してしまうケースが少なくありません。実際の統計で

昨年梅雨が明けた途端に、月別の死傷者数が一気に跳ね上がっています。夏期の



暑熱環境下での作業は避けるとともに、やむを得ず行うときは休憩時間を十分確保し、単独行動も避け、場合によっては作業を中止するなど。更に熱中症を予防するため管理監督者は巡視を頻繁に行い、早めに異変に気付くようしておくことが大切です。

### 36協定の労働者代表者にご注意

監督署の調査が入ると、「36協定の労働者代表はどのように選ばれたか」と説明を求められることが最近多くなっています。時間外労働や休日労働をさせる場合は必ず締結が必要な36協定ですが、働き方改革で長時間労働の是正や正確な労働時間管理が求められる中、

より厳しく内容を確認されてきています。

労働者の過半数の代表者が適法に選ばれ



ているかは協定の重要なポイントの1つです。特に労働者の過半数で組織する労働組合が無い事業場で代表者を選ぶ場合は注意が必要です。法的に問題が無いかを改めてご確認ください。

まず、管理監督者は代表者になれません。選出の方法は、投票や挙手の他に話し合い等でも結構ですが、労働者の過半数の信任を得たことが明確となる民主的な手続きを取らなければなりません。会社が指名したり、班長や親睦会の幹事だから自動的に代表にすることは出来ません。また、労働者とは、その事業場の正社員だけでなくパートやアルバイトなど全ての労働者となります。正しく選任された労働者代表者と協定し、監督署に届け出て、その協定を労働者に周知していなければ、いくら労使協定があっても有効とはなりません。労働基準法の改正で、大企業は既に今年度、中小企業は来年度から時間外労働の上限規制が始まります。現在の36協定に問題がないか、再度見直してください。

### 雇用関連ニュース

#### ●「特定技能試験に初の合格者

(5月22、27日) —————

新たな在留資格「特定技能」のうち、外食業分野で初の試験結果が発表され、347人が合格しました。合格率は75.4%。更に26日宿泊業分野の試験結果も発表され、280人が合格しました。合格率は71.6%。国別の内訳は、ベトナムが131人、ネパール40人、中国26人など。

#### ●年金受給開始年齢の選択拡大へ(5月24日) —————

政府は、高齢者がなるべく長く働き続ける環境を整備するため、年金の受給開始年齢の選択の幅を拡げる方針を固めました。原則65歳受給開始年齢は引き上げず、受給開始年齢を60歳～70歳の間で選べる仕組みに変える方針です。

#### ●「最低賃金1,000円」早期実現を目指し骨太方針に(5月22日) —————

政府は、最低賃金の水準を全国平均で1,000円に引き上げる目標を、6月にまとめる経済財政運営の基本方針(骨太方針)に盛り込む方針(現在の全国平均は時給874円)。人件費の負担が経営を圧迫しないよう中小零細事業者への対策も打ち出すとしています。

#### ●パワハラ防止法が成立 企業に防止義務(5月29日) —————

職場でのパワハラ防止を義務付ける関連法が参院本会議で可決成立しました。明確な定義がなかったパワハラを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動」などと明記。企業に相談窓口の設置など新たに防止措置を義務付けるとしています。

## 新卒採用者の3年以内の離職

厚労省が毎年発表する「新規学卒者の離職状況」によりますと、「新規学卒就職者」

(対象者は大卒者のみ)の3年以内の離職率は平成30年で31.8%でした。離職率を平成の30年間で比較すると、最も低い平成4年で23.7%、最も高い平成16年で36.6%となっており、年によって多少の変動はあるものの昨年の31.8%という数字は、

平成時代のおおよその平均値に近いものとなっていて、3~4人に1人の新規

学卒就職者が3年以内に退職してしまうといえるでしょう。では、具体的にどのような理由で早期退職してしまっているのでしょうか。

内閣府白書によれば、初めての職場を離職した理由(複数選択可)として最も多く挙げられたのは、「仕事が自分に合わなかったため」43.4%、第2位は、「人間関係がよくなかったため」23.7%、第3位は、「労働時間、休日、休暇の条件がよくなかったため」23.4%となっています。

新卒者の場合は人間関係のトラブルや労働条件よりも、「仕事のミスマッチ」が原因で辞めてしまうケースが多いようです。

この時期は新卒採用者について「仕事が自分に合わない」と感じている者がいないかを上司が、目配せ、気配り等をするにより離職予防になるやかも知れません。



私の新人の頃の記憶ですが、「仕事が自分に合わない」と上司、先輩、同僚等に言うと、「仕事は普通嫌なものなんだ」、「合わなかったら合わせよ」、「好きなことやって給料が貰えるか」などと叱責されたものです。さて令和の時代はどうなるでしょう？

## 労働基準監督官とは

監督署に常駐しています労働基準監督官ですが、行政官であると同時に司法警察員でもあります。司法警察員は逮捕状や捜索・差押許可状の請求・告訴・告発の受理、検察官への事件送致などの権限が与えられています。監督官は労働基準法など法律の施行に関する事務を行うとともに、これらの法律に違反する罪について、特別司法警察員としての職務を行うこととされています。監督官の仕事は次のような内容です。

### ①行政指導

事業主に法律の内容を理解してもらい、法律に反した労務管理等があれば、適法なものに是正してもらおう。臨検監督、集団指導、呼出監督があります。これらによって確認された違反については、「是正勧告書」「指導票」が交付されます。

### ②行政処分

行政指導である臨検監督等で確認された危険設備等について、設備の変更や変更されるまでの使用停止等を命ずるもので、「命令書」という文書を交付します。

### ③司法処分

特別司法警察員として捜査を行い、事件を検察官へ送致することを司法処分といいますが、行政指導では法律の遵守が望めない場合などには司法処分に踏み切ることがあります。